

## 朝来市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(案)の概要について

### 1 条例制定の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、保育所等に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が導入されました。

事業を実施するには、運営に関する基準について、国が定める基準をもとに市が条例を定め、その基準を満たしているか確認をする必要があるため、令和8年4月からの事業実施に向け、「朝来市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を制定します。

### 2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

利用対象者	保育所等に通園していない0歳6か月から満3歳未満の子ども
対象者の認定	居住する市町村の認定 ※利用者からの申請必要
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で利用
利用方法等	定期利用及び自由利用 契約は事業所との直接契約 ※利用にあたっては国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」の活用
実施場所	保育所、認定こども園等
実施方法	一般型：施設の空き定員に限らず、一定数の子どもを受け入れる 余裕活用型：施設に空き定員がある場合、空き定員の範囲内で実施する

### 3 条例について

#### (1) 条例で定める基準の類型

条例で定める基準は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する第46条第3項の規程に基づき、次の2つに分類されます。

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの

## (2) 条例で定める基準の事項

従うべき基準	参酌すべき基準
利用定員、面談、正当な理由のない提供拒否の禁止、あっせん及び要請に対する協力、支払、特定乳児等通園支援の取扱方針、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、秘密保持等、事故発生の防止及び発生時の対応	一般原則、乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認、乳児等支援給付認定の申請に係る援助、心身の状況等の把握、特定教育・保育施設等との連携、特定乳児等通園支援の提供の記録、乳児等支援給付費の額に係る通知等、特定乳児等通園支援に関する評価等、相談及び援助、緊急時等の対応、乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知、運営規程、勤務体制の確保等、利用定員の遵守、掲示等、情報の提供等、利益供与等の禁止、苦情解決、地域との連携等、会計の区分、記録の整備等、電磁的記録等

## (3) 条例の考え方

条例の制定においては、実情に応じて国と異なる基準とする合理的な理由はないことから、国が定める基準を基本ととらえ、全ての項目について國の方針のとおり制定します。

## (4) 施行期日

令和8年4月1日から施行します。